

別添

鳥取県立皆生養護学校紫外線防止フィルム貼り委託業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県立皆生養護学校紫外線防止フィルム貼り委託業務
(以下「本業務」という。)
- 2 業務内容 鳥取県立皆生養護学校において、教室棟の窓に紫外線防止フィルムを貼り、紫外線を遮断する。
- 3 業務場所等 高等部棟及び病弱高等部棟の教室及び廊下
(別紙 校舎配置図参照)
- 4 業務期間 契約締結日から令和7年3月28日まで
- 5 業務内容等
 - (1) 高等部棟の該当教室及び渡り廊下、病弱高等部棟の廊下及びトイレの窓に紫外線防止フィルムを貼る。(別紙「窓ガラスサイズ一覧表」参照)
 - (2) 必要に応じて、事前に窓清掃を行う。
 - (3) 本業務を実施する時間は原則次のとおりとし、学校と事前に打ち合わせを行うこと。原則、平日は15時以降、年度末休業期間(令和7年3月25日から28日)は終日可能とする。ただし、廊下について平日に行う場合、児童生徒の通行を妨げない場合は終日可能とする。
- 6 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務により生ずる権利又は第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 7 守秘事項等
 - (1) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (2) 受注者は、本業務に従事する者及び8の規定(再委託の承認規定)により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人(以下「従事者等」という。)(個人情報保護等でこの文言を使わない場合は読み替えしない。)に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
 - (3) 発注者は、受注者又は従事者等が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
 - (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- 8 再委託の禁止
 - (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- 9 調査等
発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない

ない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、令和7年3月31日までに完了報告書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。